



Title	高等継続教育論の回顧と展望
Author(s)	姉崎, 洋一
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要, 130, 29-41
Issue Date	2018-03-30
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.130.29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/68850
Type	departmental bulletin paper
File Information	020-1882-1669-130.pdf



高等継続教育論の回顧と展望

姉 崎 洋 一

はじめに

本号に寄せられた論稿は、姉崎と光本氏を除いて6編である。＊＊いずれも、小生及び光本氏のもとで博士学位を取得された方々である。ご労苦に対し、ここに謝意を表したい。「高等継続教育論の回顧と展望」と題して、以下に述べることは、北大教育学研究科（後に研究院）に姉崎が着任後、考え、構想し、実践してきたことの記録の性質をもつ。高等（継続）教育という分野は、教育学領域において新参の分野であり、本部局においても新たに新設された分野である。姉崎も、必ずしも、高等教育のプロパーという研究と教育を専門としてきたわけではなかった。いわば、その「外側」から近づいた一人である。また、着任後は、国立大学法人化をはじめ、まさに大学大改革の嵐が吹き荒れ始めた時期でもあった。従って、純粋な研究関心とは違う、政策的要請も手伝っての関心が寄せられてきた分野でもあった。政策的要請はときに、御用学の性格を担う。姉崎は、そのことに違和感をいだき、つとめて距離をとって事柄に臨んできた。それがために、研究と教育においては、試行錯誤の連続であった。着眼着手の難しさ、既存領域との区別と関連に惑ってきた。また蓄積が浅いがゆえの学問の熟成とは遠く、粗く、未熟な思考も多いと思われた。しかし、ワインやウイスキーの年代物の芳醇さに欠けるくらいはあるものの、新酒の刺激とスパイシーさはあると考えたい。不十分さが多々あることや、表現に熟慮が足りないことをお許し願うとしよう。

＊＊

- | | |
|-------|---|
| 伍 宸 | 我国现代大学制度建设路径探析—基于成本分担理论的视角
(現代中国における大学制度構築への道—高等教育の費用分担理論の視角から—) |
| 李 建民 | 中国民办教育奖励扶持政策评析
(中国における民営教育奨励助成政策に関する分析と評価) |
| 久野 弓枝 | 自己内省の観点からのライフストーリーの再読について
—留学生の成長をサポートするビジネス日本語教育実践を目指して— |
| 佐々木貴文 | 沖縄県における教育機会の保障を目指した取り組み
沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置に注目して |
| 高橋 順子 | 高齢者コミュニケーション演習による、臨地実習への効果測定検討 |
| 新岡 昌幸 | 公立図書館と指定管理者制度
—その法的限界— |
| 光本 滋 | 高等継続教育と大学改革
—国立大学における生涯学習部門の動向を中心に— |

1 新設「講座」の戸惑い

1) 「大学院講座」

1999年4月1日赴任予定が、前任校の業務の都合で、10月1日に、着任となった。大学院重点化は、教育学部局は遅れた。その大学院新設講座の第一号であったが、部局の雰囲気は硬かった。まだ、学部が基礎で大学院はその上にあるという理解が大半で、その年の教授会も従来通り学部が先に行われ、大学院は後であった。従って、一人だけ大学院所属ということは、扱いが難しく、「変」ということで、扱いは従来と同じとなった。この部局の文化慣習を心得ない新参教授としての出発であった。重点化の理解は、この先も形式的であった。研究科が先に来て、学部があとに来るというのも、理解が十分でなく、大学院担当教員増員要求も無理という理解であった。

2) 「教育実践計画講座」

辞令では、所属は「教育実践計画講座」であった。パートナーとなる教員は、教育方法の方だったが、実際には一度も組んだことがなく、またそうならなかった。きちんとした説明はなく、予算請求上そうなったのだろうという古手教員の弁を聞くだけだった。着任前の口頭での説明は、それまでの研究を自由にやってくれば良い、教育担当科目は相談してとのことだった。年度途中の赴任だったので、演習担当は、既存の演習に共同担当ということで、自分に近い領域のS教授の社会教育演習に加えてもらった。講義科目は、「高等教育論」で、教育史のT教授と共同であった。前半はT教授の講義（途中でロシア民謡の歌が歌われて、ユニークだった）に参加して、後半単独で受け持った。この時点で、「教育実践計画論」は、「幻の講座」であったことが分かった。また、私に期待する「高等教育」の位置づけも不明であった。

3) 「高等教育論」講座

初の講座ということで前任者もなく、学生、院生もゼロ。研究室も院生の部屋をもらったので、電源コードがぶら下がっているだけの何もない部屋だった。机、椅子やPCなどとりあえず発注して、大学官舎も空き待ちということで、引っ越し道具も待機させて、マンスリーマンションから通う2週間から始まった。まだ「若かった？」(48歳) からか、あの時期を乗り切ったのだろう。翌年の初の「高等教育」科目の講義プランの作成（二つの前任校の経験はリセットされ、新たに再構築しなければならない。）をはじめ、この大学で何ができるのかの構想作成が迫っていた。西も東も分からぬ土地で、必ずしも全面的に歓迎されての着任ではなかったことも分かってきた。

4) 道は自分で見つけよ

物分りが遅いのだ。大学院時代の指導教員が、必ずしも北海道行きに賛同しなかった意味が少しわかってきた。しかし、すぐ辞めて帰るわけにはいかない。また、幸い、大学の自治・自律性、学問の自由が生きていたので、制約があまりないということもわかった。見通しは自分でつけろということだった。この年に、部局50周年記念行事があって、学部・大学院時

代に指導を受けたS先生が（この部局の元教員）来られていて、私を見つけて喜ばれると同時に驚かれた。たしかに、私がここにいることは想定外で、奇異だったのかもしれない。

2 「長期計画」構想

1) 助手人事

この部局では狭義の講座制の弊害を意識して、グループ制を取っていたが^(注1)、複数教員の配置は生きていた。そこで、「高等教育論」講座に助手を取るということになった。ある意味で、高等教育論の設計をしなければならないという要請でもあった。大学は、人事が命という面がある。公募制（私もそうだったが）で、広く、この分野を専門としていて、視野が広く、研究的にも実践的にも、将来重要な貢献ができる人を採用するというのは、容易ではない。しかも助手は、この段階では、単独で演習や講義を持てず、成績評価も単独ではできなかった。大学院も、授業科目は同様に、学位審査は修士だけ参加できた。幸い、助手にそれなりに多くの公募への応募があり、審査を経てそれにふさわしい方を得た。

2) 研究・教育

高等教育分野は、この時点（1999年）で、学会も成長途上であった。日本高等教育学会（1997年）、一般教育学会（1979年、後に大学教育学会1997年）、大学史研究会（1968年～）、大学管理行政学会（1997年）、大学評価学会（2004年）等が次々と組織されていった。同時に、この分野は大学院博士後期課程をもつ大学に創られていったが、学部や修士のみの大学や教員養成課程にはなく、大学院を終えてからのポストは、限られていた。（後年、大学改革の隆盛の中で、大学教育部局・センターが多く設立され、研究というよりも改革の先導役を担うポストが創られていったが、そうした職には矛盾が多いといえる。^(注2)）既存の教育関連学会でも、この分野に関連した研究がなされていたが、高等教育それ自体は、新しい研究分野であった。政策的研究に近い教育社会学、教育行政、行政学、公共政策分野等が初期は主流となっていたように思われた。一部に、私のような社会教育・生涯学習領域や教育方法、教育史領域が参入していたが、少数派であった。

3) 教育実践

教育学の領域には、実践領域が存在する。しかし、高等教育において、対象と方法、評価の基準が他の教育実践領域に比して、未成熟であるといわなければならない。発達形態についても、モデル形成は遅れをとってきた。学説や理論の構築も形成途上である。普遍的な理論があるわけではない。最初に指定したのは、以下の領域であった。

4) 高等教育の研究ジャンル

①歴史的理解：変遷や事実の確定、②高等教育（大学）の理念と発展モデル、③制度としての高等教育（初等、中等、高等の形式的区分）の限界認識、④高等教育を第三段階（tertiary）としてとらえ、中等後教育（post secondary education）あるいは、高等継続教育（higher and continuing education）をとらえる視点、⑤高等教育を実践概念でとらえ、そこでのいと

なみの固有な理論化（狭義には、大学・短大・専門学校での教授学習，広義には生涯学習，継続学習での自己教育の理論化）⑥高等教育での評価の研究（研究，教育，管理運営）⑦高等教育と社会の関係性（職業教育，地域社会，国家，企業）の研究，⑧高等教育財政，⑨高等教育の専門職論，⑩この分野の学説史

考えてみれば，この20年余りの中で，上記の理論的共有としては，政策文書，政策の解説もしくは批判，講座本，この領域のテキスト，諸学会年報，理論分析書のそれなりの蓄積がはかれてきたといえよう^(注3)。

5) 調査

この研究グループとしては，北海道地域の高等教育機関の調査を『高等継続教育研究』（第1-4号，2002-2005）として，刊行してきた。残念ながら，途中で，諸般の事情で継続できなかったが，札幌・石狩圏，道東地域，函館地域，オホーツク地域について，重要なサーベイをしたことの意義は大きい。

3 高等継続教育論の打ち出し

1) 高等継続教育

前述したが，高等教育のスタンスは，これまでは狭く，また時には政治的もしくは政策的な潮流に左右されることも少なくなかった。これを，学問的な基盤の上に，着実な研究を進めるには，「高等継続教育」の打ち出しが必要と思った。拙いものであるが『高等継続教育の現代的展開』（2008年）^(注4)は，その一つの試みであった。

2) 支配的潮流

時代は，グローバル社会，知識基盤社会への適応としての産業構造改革と大学改革を要請し，大学の組織編成や統治文化の改変，研究と教育のありかたも一変してきた。競争的環境の中で，大学は種別化され，分断されてきた。高等教育がそうした「御用学」として，政策を先導する役割を演じ始めてくるようになった。英米モデルの「大学教育」の標準化，初年次教育やFDの隆盛，バストプロフェッサーの規範化，シラバス改革とアクティブラーニングの流行，ランキング文化の跋扈，企業をモデルとしてコーポレートガバナンスの隆盛，非正規教職員の増大と大学自治の形骸化等々，高等教育（大学）は，政策の忠実な下僕と化していく傾向が顕になってきた。これでは，「高等教育」論榮えて「大学」（学びの共同体）が，亡ぶことになる^(注5)。

3) 狭い高等教育研究の打破

そういう，危機意識をもったのである。狭い高等教育論の限界を打破し，中等後教育への視点を明確にすること，大学開放・成人教育の視点を取り入れること，生涯学習の視点を「高等継続教育」に導入すること，そのように考えたのである。

残念ながら，大学改革の主流は，新自由主義的な大学改革を続行させている。それがために，大学の生涯学習教育研究センター等は，「絶滅危惧種」化してきているともいえる^(注6)。しか

し、そうした施策は、同時に矛盾も大きく膨らませている。大学の競争的環境の進行は、ますます地方国立大学の危機をもたらしてきた。生き残りをかけての動きの中で、大学と地域社会との連携の在り方の再評価とあらたな模索（新名称の地域〇〇学部）、あるいはCOC+事業の中に大学・高等教育機関の新たな在り方の模索がはじまっているのは皮肉なことである^(注7)。

4 大学改革の嵐

1) 北大という特殊性

戦後新制大学の発足は、戦後教育改革の産物であるが、難産の末の誕生であった。その後も茨の道を歩んでいるといえる。だが、憲法の下での大学の自治、学問の自由は、かけがえないものだった。この点で、本州にいたときに意識せずにいて、北大に来てから気づいたことも多かった。札幌農学校を起源とするこの大学の特殊性、なぜ北海道には旧制高校がなかったのか、アンビシャスとは何か？、大学における「実学」の位置づけをめぐる論争、クラーク博士の正確な評価、新渡戸稲造の功罪、東北帝大との関係や古河講堂の経緯、遠友夜学校の位置づけ、大学と戦争の関わり、宮沢－レーン事件、イールズ事件、アイヌ人骨問題など歴史評価に関わる問題。また、あらたな、国立大学法人化問題、グローバル化と競争的環境の中での生き残りをめぐる問題、福島原発事故を契機に大学の研究の責任のありかたの問題、軍学共同研究の参加と批判の問題等々である。ここには、コロニアル問題、北海道の差別的処遇、歪んだ「帝大」意識など、大学史における極めて論争の主題を抱えていることに気づくのである^(注8)。

赴任後、間もなくであるが、『北大125年史』の編纂が進んでいて、その一部を執筆することになった。その際に、いわゆる「正史」のもつアカデミックな裏付けとともに、暗黙裡に書くことが抑制される内容があることもその時に気づいた。大学の持つ、光と陰の問題も、きちんと研究の対象にすることは、重要な課題である^(注9)。

2) 臨教審・大学審

1980年代半ばの臨教審(1984-87)はその後の教育政策を方向づけたものだった。「自由化」政策は、新自由主義の先鞭を果たしたが、制度、法を含めてまだインフラが遅れていて実行するには「歴史的早産」の感があった。「生涯学習体系への移行」というフレーズも、生涯学習振興整備法(1990)の内実を見れば、ユネスコ「学習権宣言」(1985)等の国際的潮流とは隔絶しているものであった^(注10)。形だけは、生涯学習政策局が筆頭局になったが、次第に精彩を失っていくことになった。臨教審後に、政策の主流は、聖域なき「構造改革」をしかけて、産業構造の転換、労働力の再編成に主力を注いだ。財界の1995年の政策文書は、隣国の韓国に学んで、労働力の三分割と非正規化を強行し、グローバル経済に対応しようとした。教育は政治経済に従属するというこの国の施策は、以降、急激な初等、中等教育の改革及び高等教育の改革に突き進むことになった^(注11)。

3) 教育基本法改正と国立大学法人化

そのために、一つは教育基本法の改正であった。全面的な改正を現実的な射程にいて、ロードマップが準備され、本格的にその内容が議論されていった。そして抵抗をそいでいった。ここでは、詳しくは述べないが、教育基本法は、2006年に全面改正された。実現に導いたのは、新国家主義・新保守主義と新自由主義の合作工作が故であった^(注12)。二つ目は、臨教審後に大学審が設置され、大学改革のグランドデザインが、論議された。その基本骨格は、やがて「遠山プラン」(1, 国立大学の再編・統合を大胆に進める, 2, 国立大学に民間的発想の経営手法を導入する, 3, 大学に第三者評価による競争原理を導入する)の実現という形で2004年に国立大学の法人化が強行された。中教審は、経済諮問会議や後の教育再生実行会議のように政治経済主導機関の政策を具体化するための事務方的下請け審議会化し始めた^(注13)。

4) 国立大学法人化

「国立大学法人化」は、国立大学100有余年の歴史を変える大改革であった。大学の抵抗もあって、当初の独立行政法人化するという枠組みをいくらか修正して個々の国立大学法人設立となり、国会審議では付帯事項付きの成立であったが、政策側の意図は貫かれたとってよい。「法人化」すれば、国家からの自由を獲得できるというような幻想は、文字通り幻想にとどまったといえる。以後大学のシステム、財政、管理運営統治、研究・教育、文化的風土は、一変していくことになった^(注14)。

この点で、1999年赴任で高等教育に責任をもつという私の役割は、文字通り大学改革の嵐の渦のなかに乗り込むという結果をもたらした。誰もが経験していない、法人化という制度は、国立時代とは異なる問題を生起させたが、そのことは事前には、大学関係者は殆どわかっていない事柄であった^(注15)。

5) 「実験」としての法人化

①大学の財務システムと構造の変容への対応(収入における運営費交付金(毎年1%のマイナスシーリング)、学生授業料、競争的外部資金、大学病院などの経営収入、支出における研究・教育費、人件費、長期的大学経営プランに基づく支出等)、②学長選挙は意向投票システムを原則的に廃止し、最終的に権限をもつ学長選考会議に委ねることの意味、③学長のリーダーシップとガバナンスのありかた、④教授会と評議会による自治的運営から教授会・評議会は教学の面に限定して学長判断の参考資料を提示するもとなり、⑤大学執行部(学長、副学長・理事、学長補佐)の権限強化と⑥経営協議会の過半数の外部者参加による運営、⑦国家公務員という身分から非公務員化した法人職員という身分転換により雇用・権利関係の激変、⑧大学の自治と学問の自由の制度的不安定化、⑨中期計画による大学運営システム、⑩政策誘導により三分類化された個別大学の「ミッションの再定義」政策、等々、いずれも、結果予測も分からぬまま不安をかかえての出発であった。走りながら考えるという前代未聞の「実験」がなされていくことになった^(注16)。

6) データ分析の手段を奪われた大学

しかも、諸外国の経験は表層的な調査しかされておらず、ユネスコ「21世紀の高等教育に

関する世界宣言」(1998)などの政策的文書もともに、検討されないままに改革は断行されていき、大学間においても情報格差は大きかった。「実験」の総体は、財務省、総務省、文科省に一元的に把握され、国大協（公大協、私大協等）や、大学評価機関も独自のデータを事前に持たず、政策の後追いに終わりがちであった。

在籍の最終盤には、部局長（研究院長、学院長、学部長）を拝命したが、大学改革の嵐のなかで、どれほどに、大学自治の実質と、民主主義的運営、透明性、説明責任を果たせたかは、正直自信はないが、専制主義にはそれなりに抵抗したと思う。面従腹背まではしなかったが、大学においても競争資金第一主義が跋扈し始めている気配の危惧や、国の意向に忖度する大学内官僚が目立つようになってきたのには、苦い思いがした^(注17)。

5 北海道地域高等教育調査

1) 北海道の特殊性

高等継続教育研究室としての最初の仕事は、北海道という地域の特殊性を踏まえて、北海道に存立する高等教育機関の実態を把握することであった。量的動態、歴史的変遷、地域的偏差、国の施策や道や自治体、学校法人の思惑、国立・公立・私学の相互関連、中等教育との接続関係、高校生や道民の意識、道外からのまなざし、留学生政策など、調査項目は多岐にわたった。それまでは、北海道の高等教育機関の動態については、個別大学や機関ごとのデータはあるものの、総合的な調査はなされてこなかった。その意味で、高等教育調査の欠如は明白であった^(注18)。

2) 得られた知見の一端

ここでは、『高等継続教育研究』(1-4号)で得られた知見を詳細にのべることはしないが、他府県や圏域と比較しても独自の様態がみられることは、明らかであった。国立大学をとっても、これだけ広い面積をもつ北海道に総合大学は一つのみであり、残りはすべて単科大学であり、道央・札幌圏以外的高等教育機会は極めて限定的であった。また、私学は歴史が浅く、その経営基盤は脆弱であり、札幌道央圏を除くと、函館地域、旭川地域、オホーツク地域など、ごく少数の設置があるだけであり、定員割れも進展している。本州の大学（学校法人）の地域キャンパス展開も近年統廃合の危機を迎えている。公立大学については、その設置形態はや設立経緯は複雑であり、多様化してきている。短期高等教育機関については、短大、高専、専門学校の展開は独自の需要があり、特に女子の進学機会としては、札幌圏以外は、他府県以上に強い連関が見られた。また、社会教育、生涯学習との連携は、まだ発展途上というべきである。大学の経営悪化は、労使紛争を招き、裁判事例が近年増大している。また、大学経営の劣化やガバナンスをめぐる透明性を確保するための、オンブズマン組織もつくられてきている。なお、コンソーシアムの動きや高大連携も一部に発展がみられるものの、大学全体には及んでいない。その意味で、現状は、個別高等教育機関の独自性にまかされていて、その総合計画の立案主体の形成は、萌芽的といえよう^(注19)。

6 教育計画

ふりかえってみると、学部教育、大学院教育、留学生の教育指導は、特別な新機軸は打ち出せなかった。講義科目は限定され、学生にその全体を示すことは困難であった。演習での文献講読、地域高等教育機関調査、研究会への組織化も、それなりに行ってきたが、限界があったであろう。卒論、修論、博論についても、その研究指導を出来る限りのことをしてきたが、満足を感じることはできなかった。高等継続教育の教科書の刊行も、在任中は果たせなかった。共同研究に、大学院の院生諸氏を誘い、いくつかの刊行物を出せたのはせめてもの救いであった^(注20)。

7 講義プランとテキストの刊行

在任中に、毎年、講義計画を作成し、実践してきた。だが、高等継続教育とは何か、日本型モデルとは何か、比較研究や歴史研究、法制度・政策研究について、講義で一端を述べてきたが、きちんと著作で応えることは、責務であろう。今後の課題としたい。

8 科研調査

在任中に、共同調査を科研費調査で行い、それを刊行物の形で示すことも責務であった。ただし、それは、社会教育・生涯学習分野と高等教育分野に分かれたが、相互に関連する調査の刊行も行った。以下は、自分が関わったものである。①地方分権下の地域創造と生涯学習の構造化に関する理論的・実証的研究 1998～2001年度（飯田、国分寺、北九州、は刊行物に^(注21)、枚方、豊田は未完に終わった）②発達・学習支援ネットワークのデザインに関する総合的研究2003年度～2006年度（士別調査）^(注22) ③大学・短期大学の地域社会連携と社会貢献事例の実践構造に関する理論的実証的研究2004年度～2005年度（京都の大学コンソーシアム、オホーツク地域大学のコンソーシアム、福島の社会人教育）^(注23)、④大学法制的構造的変容の比較法的、法制史的、立法過程的、および解釈論的研究-政府・大学間の契約関係と「学問の自由」との"組合せ問題"への日本的応答の普遍性と特殊性の究明2005年度～2007年度（英国大学調査、韓国大学調査、中国大学調査）^(注24)、⑤大学のリーダーシップとパートナーシップの関係構造に関する実証・比較研究 2006年度～2008年度（英国、韓国、日本の調査）^(注25)、⑥グローバリザーによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究 2008年度～2010年度（英国大学研究、韓国大学調査）^(注26)、⑦先進国周辺の地域再生と生涯学習計画モデルの構築 2008年度～2011年度（英国成人継続教育調査、韓国プルム学校調査）^(注27)、⑧大学・高等教育機関の地域再生プログラムに関する実証比較研究 2010年度～2013年度（英国大学調査、モンゴル大学調査、韓国プルム学校調査）^(注28)、⑨戦後日本における中等教育改革の総合的研究 2012年度～2017年度（北海道地域高校調査、英国中等学校民営化調査）^(注29)、⑩共同学習・生活史学習の教育学的再検討－歴史・比較・実証研究 2014年

度～2017年度（日本，英国，韓国の事例調査）^(注30)

9 グローバル対応

研究面では、すでに述べたように、英国研究、アジア地域（中国、韓国、モンゴル、他）研究を踏まえて、日本の役割を考えるというスタンスは一貫してきたといえる。

教育の側面では、留学生や研究者の受け入れを積極的に行ってきたといえる。（学部生の短期留学でロシアから、院生として中国、モンゴル、韓国から受け入れてきた。研究者として、中国の国費で（北京師範大学から2名）、国際交流基金によってパレスチナから1名）^(注31)

また、英語による教育も「日本の教育について」全学の短期留学生に行うこともした。教育、研究の大学間、部局間協定については、英国リーズ大学、中国北京師範大学、韓国公州大学校について、在任期間中に主体的に取り組んで締結させたといえる。またアジアキャンパスプログラムについても、積極的に協力してきた。

国際シンポジウム参加は（英国（リーズ大）、フィンランド（タンペレ大）、中国（北京師範大、中国人民大、杭州師範大）韓国（公州大、東義大））で報告した。客員教授としてリーズ大学（2008年）、北京師範大学（2007年）にて、講義、セミナーをおこなった^(注32)。

10 研究の道半ば

1) 不器用

最初に述べたように、着任の意思疎通のずれもあって、高等教育プロパーとしての自覚のもとの赴任ではなかった。したがって、先任者として役割を果たしたが、期待にそぐわないこともあったであろう。この部局は、もともととは専門が違う分野だったのに、着任後見事に適応し、その役割を果たされている人も多い。それに比べれば、不器用な性格なのか、悩み続けてきたのが正直な実感である。

2) 二足のわらじの悩み

たとえば、二足のわらじの追求をし続けたが、困難を覚えたことも多々あった。

i) 社会教育、生涯学習、教育法

自分が研究してきた、社会教育・生涯学習、社会教育と学校教育との内在的統一的理解については、本務校では、教育面では封印せざるを得なかった。従って、たとえば、集中講義を他大学で開陳することが唯一の方法であった。（名大、福島大、東大、中大、東北大等）実践面でも、なぜか、社会教育主事講習や地域の委員などでは、排除されるようになった。民間の教育研究運動団体（社会教育推進全国協議会）と学会（社会教育学会、教育学会、教育法学会、教育政策学会）がその面での回路となった。不幸なことである^(注33)。

ii) 高等継続教育

他方では、高等教育の研究動向には、御用学の気配濃厚であり、また大学の初年次

教育などでは、教育学以外の畑の人たちのアメリカ等の移入学や教育工学手法が主流となってきた、どうしても違和感がぬぐえなかった。人材育成のためのPolicy makingとTeaching in Universityに傾斜する研究では、成人教育・社会教育、生涯学習の学び手の自己形成の理解には、遠く離れるばかりであった。Learning Community, Lifelong Learning, Higher and Continuing Educationの原理と方法を活かす研究がもとめられている^(注34)。

この点で、大学評価学会と北海道高等教育研究所は、いまのところ私が、希望を託したい学会と研究所である。

注

- 注1 大学における講座制は、旧帝国大学で採用された小講座制でドイツ大学モデルであった。戦後は、この講座制をとる大学と学科目制をとる大学に二分され（教員養成系はさらに課程制をとった）、その後大講座制に移行する例もあった。姉崎の赴任時の部局は、講座制の弊害（狭い領域のタコソボ化、上下支配、人事の停滞等）から、「グループ制」（可変的にグループを組み、研究や教育、予算を共同化する）の試みがされていた。しかし、法人化（2004年）以降、さらに大学設置基準改変（2007年）において講座制、学科目制は削除され、グループ制も基本的に廃止となっている。
- 注2 大学改革に伴ってのセンター組織の場合、改革遂行のための職務が優先され、研究や教育とは区別された、mission driven職務となる場合も多い。また、有期雇用や短期のプロジェクト予算で雇用される場合も少なくなく、若手の教員研究者の義務的仕事の遂行（時に苦痛を伴う）で生活は保証されるものの、持続可能な研究の自由の困難が生じるなど煩悶が生じる例が少なくない。
- 注3 過去20年余の変化は著しい。各学会の年報、個別の教科書刊行以外に、逐一あげないが、玉川大学出版部、東信堂、岩波書店、等での講座本。IDE雑誌、私学高等教育研究所アルカディア学報、等の定期刊行物。FD、アクティブラーニング、評価研究、ランキング、大学改革関連、等のトピック本。さらに各大学研究センター（例えば、広島大、京都大学、名古屋大学等）、各大学出版会での刊行が相次いでいる。
- 注4 北海道大学出版刊。高等継続教育という用語はhigher and continuing educationという用語としては英語圏では広く用いられているが、日本ではまだ一般化せず、管見の限り、この用語での初の出版と思われる。
- 注5 大学改革批判は数多く出版されている。改革の渦中をくぐり抜けた当事者の内部批判、大学ウオッチングしているジャーナリズム関係者、高等教育政策、財政、教育システム、行政、ガバナンス、評価システム等々である。例えば、山口裕之『「大学改革」という病』明石書店、2017年、池内了『大学と科学の岐路』東洋書店、2015年、荻谷剛彦『オックスフォードからの警鐘』中公新書、2017年、前川喜平・寺脇研『これからの日本、これからの教育』ちくま新書、2017年、光本滋『危機に立つ国立大学』クロスカルチャー出版、2015年、細井克彦他編『新自由主義大学改革』東信堂、2014年等参照。
- 注6 例えば、筆者も参加したシンポジウム「和歌山大学生涯学習フォーラムー大学の生涯学習と地域」（2017年12月17日）（当日の報告と討議は記録編集されて『和歌山大学地域連携・生涯学習センター紀要』15号所収予定）においても、生涯学習教育研究セン

ターの「絶滅危惧種」の当否も含めて、実証的に分析討議された。

- 注7 例えば、山本健慈「＜大学と地域＞のいまを考える」『月刊社会教育』2017年7月号、48－51頁。
- 注8 例えば、井上勝生『明治日本の植民地支配』岩波書店、2013年は、北大で長く放置されていたダンボール箱に「古新聞にくるまれた六体の頭蓋骨が、乱雑に入れられていた」という冒頭の文から始まる。やがて、これが「東学党農民軍指導者遺骨」であり、それが、この大学や日本の植民地支配を浮かび上がらせていくことになることを明確にしている。当時の植民学に潜む闇も明らかになる。アイヌ遺骨返還訴訟や宮沢＝レーン事件、イールズ事件、等につながる負の系譜である。小樽高商＝小樽商科大の歴史に向き合う姿と対照的な姿があるといえる。
- 注9 大学史編纂室、北海道大学「大学文書館」の役割が大事である。同「大学文書館」の年報での宮沢＝レーン事件の史実評価をめぐる論争などは、重要な契機をなすものである。（井上勝生、「戦時下、時代に悼さした北大生宮澤弘幸、再論：逸見勝亮氏「宮澤弘幸・レーン事件軍機保護法違反冤罪事件再考」評」、『工学部学生宮澤弘幸の在学について』『北海道文書館年報』2011、6号71－81頁、同2014、9号42－67頁）あるいは、遠友夜学校の閉鎖に関する事実評価なども同様の文脈にあると思われる。（例えば、須田力「戦時期の札幌遠友夜学校の教育に関する一考察」『高等教育ジャーナル』23、2016）
- 注10 生涯学習振興整備法については、多くを書いている。例えば拙稿「生涯学習と社会教育法」日本教育法学会年報20号、76－87頁、1991年、同「国家政策としての生涯学習－90年代に矛盾と展開」（『月刊社会教育』1992年8月号、6-14頁）、同「社会教育法制と生涯学習振興整備法」（小林・伊藤編『日本の社会教育・生涯学習』韓国学志社、101－119頁、2010年等。
- 注11 例えば姉崎洋一「地域をめぐる国家政策と教育－中教審・生涯学習審をつらぬくもの」（教科研・社全協編『教育、地方分権でどうなる』34－54頁、1999年、国土社
- 注12 例えば『教育基本法の「改正」を許さない』教科研編、国土社、2006年、日本教育法学会教育基本法研究特別委員会編『教育の国家統制法』母と子社、2006年
- 注13 例えば佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革』大月書店、2008年、佐貫浩『危機の中の教育－新自由主義をこえる』新日本出版社、2012年
- 注14 例えば、時系列を追うと次のようになる。藤田宙靖「国立大学と独立行政法人制度」『ジュリスト』第1156号、有斐閣、1996年6月号、青木・澤他編『大学改革：課題と争点』東洋経済新報社、2001年、遠山敦子『こう変わる学校、こう変わる大学』講談社2004年、佐々木毅『知識基盤社会と大学の挑戦』東京大学出版会、2006年、天野郁夫『国立大学・法人化の行方』東信堂、「特集＜競争にさらされる大学－法人化後の評価＞」『科学』2007年5月号、2008年、大崎仁『国立大学法人の形成』東信堂2011年、石川真由美編『世界大学ランキングと知の序列化』京都大学学術出版会2016年、池内了『科学者と軍事研究』岩波新書、2017年「特集「学」を踏みしだく「軍」」『季論21』2017春号
- 注15 例えば、日比嘉高『いま、大学で何が起きているのか』ひつじ書房、2015年
- 注16 姉崎も「ミッションの再定義」なるものに、相当時間、翻弄されたが、結局文科省がはじめから設定している大学、部局のミッションを各大学、部局が、自らの意思で自己了解させていくプロセスであった。

- 注17 定年退職時に、多少の感慨を書いた。『北大時報』No.720, 45頁, 2014年3月
- 注18 本来は、広域的な北海道の場合、個人では不可能なので、国立大学に調査研究部門が置かれ、継続的な大学調査がなされる必要があるのだが、全学的に配置された高等教育部門は、そのようには機能しなかった。
- 注19 「北海道高等教育研究所」(2015年5月22日設立) は、その意味で初の北海道での高等教育研究組織である。姉崎は、代表理事の一員を務めている。
- 注20 姉崎が研究代表している科研費研究の報告書や、本紀要、その他の著作に一部加わって頂いた。
- 注21 姉崎洋一・鈴木敏正編『公民館実践と「地域をつくる学び」』(序章。第三章1節, 第5章, 5節, 6節執筆) 北樹出版, 2002年, 鈴木編『都市公民館の誕生』(第1章「公民館体制の特質と意義」執筆) 同, 2002年, 上野・恒吉編『岐路に立つ大都市生涯学習』(第2章, 「教育文化「事業団」方式の歴史的終焉と生涯学習行政の新段階」執筆), 同, 2003年
- 注22 『発達・学習支援ネットワーク研究』(「コミュニティ再生と不利益層への学習支援ネットワークの構築」第1号, 2005年, 日英比較の報告集), 同3号『発達・学習支援ネットワーク研究—若者支援ネットワークづくりのために』(士別調査報告, 2005年, 同7号『発達・学習支援ネットワーク研究—発達・学習支援ネットワークのデザイン』, (若者支援, 特別支援, イギリスの学習支援, 他の分析), 2007年, この共同研究には教育学研究院の多数の参加があり, 執筆者を逐一あげてはいないが, 総合的なものだった。成果の一端は, 「リーズ地域の大学と諸機関の連携: 発達学習支援ネットワークプロジェクト研究」(執筆, 鈴木敏正, 姉崎洋一, 室橋春光, 椎名恒, 大沼善彦, 丸山美貴子) 『北海道大学大学院教育学研究科紀要第93号, 2004年6月
- 注23 『大学短期大学の地域社会連携と社会貢献事例の実践構造に関する理論的実証的研究』(研究成果報告書) 2006年, (執筆者, 姉崎洋一, 光本滋, 石山貴士, 千葉悦子, 大串隆吉, 細井克彦, 山本健慈, 堀内秀雄, 滝ヶ平真也, 木村純)
- 注24 『大学法制的構造的変容の比較法的, 法制史的, 立法過程的, および解釈論的研究-政府・大学間の契約関係と「学問の自由」との“組合せ問題”への日本的応答の普遍性と特殊性の究明』(第一次報告書, 2006年, 第二次報告書, 2007年, 報告書, 2008年, 姉崎は, 大学職員 (第一次報告), 英国調査 (第二次報告), 「近年の韓国の高等教育政策と大学改革の動向」(第三次報告) を行っている。
- 注25 『転換期の大学におけるリーダーシップとパートナーシップの関係構造に関する理論的・実証的研究』(『研究成果報告書』) 2009年 (執筆者, 姉崎洋一, 町井輝久, 光本滋, 于ビョウ, 浅野かおる, 千葉悦子, 黒瀧秀久, 橋本信, 堀内秀雄, 内田純一, 木村純, 石山貴士)
- 注26 『グローバリザーによる新自由主義高等教育改革の動態に関する比較制度的・法制的研究』2010年, この研究の成果は, 姉崎洋一「グローバリゼーションとイギリスの大学改革」83-100頁, 細井克彦他編『新自由主義大学改革』東信堂, 2014年。
- 注27 『先進国周辺の地域再生と生涯学習計画モデルの構築』2011年, この研究の成果は鈴木敏正・姉崎洋一編『持続可能な包摂型社会への生涯学習』(第1, 第2, あとがき, 執筆) 大月書店, 2011年, 姉崎洋一「韓国プルム学校の性格と役割」『地域と教育』再生研究会報告書』35-48頁, 北大社会教育研究室, 2011年3月

- 注28 姉崎洋一「1章「大学改革と大学の地域貢献・質保証—比較調査と各国の動向, 日本・英国・韓国・モンゴル調査をもとに」2-17頁, 『大学・高等教育機関の地域再生プログラムに関する実証比較研究』2013年, 他に, この成果の一端は, 姉崎洋一「転換期の英国成人教育と新たな課題」『経済』141-146頁, 2015年10月号,
- 注29 『戦後日本における中等教育改革の総合的研究』この研究の中間的成果は, 日本教育政策学会第24回大会, 2017年7月1日に共同研究報告をした。姉崎洋一・横井敏郎・横関理恵「キャメロン政権の中等教育改革政策」京都女子大学,
- 注30 『共同学習・生活史学習の教育学的再検討－歴史・比較・実証研究』, 成果報告書は近刊予定, 学会発表は姉崎洋一・武田るい子「英国における若者支援プログラムの現状」日本教育学会75回大会, 2016年8月25日, 北海道大学, および姉崎洋一「共同学習・生活史学習の教育学的再検討」日本社会教育学会東海6月集会, 2016年6月18日, 日英シンポジウム「人々の学びをどのようにとらえるかー日本・英国の実践と理論の検討を通して」(報告者, 姉崎洋一, ミリアム・ズーカス, 辻智子, マギー・バターワース, レオノーラ・ラストモーヴァ) 2017年11月27日
- 注31 研究員として, 黄宇(北京師範大学教授), 伍宸(北京師範大学博士課程)両氏は, 中国政府の派遣費で迎えた。ラジャ・スウィダン(パレスチナ)さんは, 国際交流基金を得て来られた。
- 注32 いずれも得難い経験となり, その後の知見と調査に生かされ, かつ知己を得た。
- 注33 研究ではもちろん制約がないが, 足元の教育と公的研修機会において, 「もう一つ」の専門性が生かされないことは, 残念なことだった。
- 注34 機会を得て, 著作を公にすることを期すこととしたい。